

福祉用具貸与 重要事項説明書

令和 5 年 5 月 1 日 現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定福祉用具貸与サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明致します。わからないこと、わかりにくいこと等があれば、遠慮なく質問をして下さい。

1. 当社の概要

(1) 本社の概要

事業者名称	民間救急警備株式会社
代表者氏名	代表取締役 柏村 哲也
本社所在地	福島県郡山市開成 6 丁目 212 番地の 1
電話番号	024-925-1199
F A X 番号	024-922-0030
設立年月日	昭和 63 年 1 月 12 日

(2) 事業所の概要

事業所名	民間救急警備株式会社 郡山本社営業所
所在地	福島県郡山市開成 6 丁目 212 番地の 1
管理者名	代表取締役 柏村 哲也
電話番号 (緊急時の連絡先)	電話番号 024-932-4171 緊急時の連絡先 024-932-4199
F A X 番号	024-922-0030
事業所番号	0770300390
サービス提供地域	郡山市・福島市・白河市
取扱品目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱う

(3) 従業員の体制

職 種	員数 (勤務形態)				合 計
	常 勤		非常勤		
	専 担	兼 務	専 担	兼 務	
管理者		1			1
従事者	相談員	2		1	3
	看護師	4		1	5
	介護福祉士	1		1	2

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>1. 指定居宅サービスに該当する指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。</p>
運営の方針	<p>1. 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。</p> <p>2. 当事業所は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。</p> <p>3. 当事業所は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p>

3. 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	<p>1. 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</p> <p>2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
福祉用具専門 相談員	<p>1. 当事業所が指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することを持って、これらの指定に係る全ての人員基準を満たしているとみなすことができます。</p> <p>2. 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。</p> <p>3. 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>

福祉用具専門 相談員	<p>4. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>
---------------	--

4. サービスの提供日・時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、年末・年始（12月29日から1月3日まで）は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

5. 福祉用具貸与の提供方法

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、第199条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとします。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
- (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じることとします。

6. 対象となる用具

当事業所は、日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸出ます。なお、指定福祉用具貸与の内容は以下の通りです。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品（サイドレール、マットなど）
- (5) 床ずれ防止用具（エアマットなど）
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり（据え置き型など工事をともなわないもの）
- (8) スロープ（工事をともなわないもの）
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト（住宅の改修が不要なもの、つり具を除く）
- (13) 自動排泄処理装置（要介護4・5の方が対象）

※要介護1、要支援1・2の方は、原則として(7)～(10)の用具のみレンタル
できます。

7. 利用料その他の費用の額

- (1) 当事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。
 - ①ご利用は1ヵ月単位となります。
 - ②1ヵ月に満たない場合の利用料は以下の通りです。
 - i. 15日以前の場合は1ヵ月のレンタル料金となります。
 - ii. 15日以降の場合は半月分のレンタル料金となります。
- (2) 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- (3) 当事業所は、上記1・2の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - ①通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - ②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- (4) 当事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- (5) 当事業所は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払いがなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、

当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

①ご利用料金をご請求後3ヶ月間滞納した場合は、貸与品を引き上げさせていただく場合がございます。

(6) 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として介護報酬告示上の額の利用者負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

①ご利用月分を翌月末日までにご請求しますので30日以内にお支払いください。

②なお、お支払方法は、メンテナンスのための訪問時に、集金とさせていただきます。その後、領収書を発行いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する事項

(1) 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(3) 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(4) サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておく。

9. 指定福祉用具貸与事業者に対する利益供与の禁止

(1) 当事業所又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

10. サービス提供に関する相談・苦情について

(1) お客様より苦情が発生した場合、直ちに訪問又は電話連絡を行い、故障等が起きた場合には、代替商品を納品する等して誠意を持って速やかな対応を行います。

(2) お客様の誤解や誤認識により苦情が発生した場合、直ちに訪問又は電話連絡等によりご理解いただけるまで十分な説明をさせていただきます。

(3) 当社提供サービスのご利用により、お客様に対し健康及び財産上の損害を及ぼした場合は、当社損害保険により速やかな対応を行う。また、当社貸与商品のご利用者の

家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事者に連絡を行います。

(4) 当社提供サービスのご利用により発生した苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を受けた場合においては、それに従い必要及び適切な改善を行います。

(5) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口は以下の通りです。

【相談・苦情窓口】

(事業者の窓口)

事業者：民間救急警備株式会社郡山本社営業所

受付窓口：管理者 柏村 哲也

所在地：郡山市開成六丁目 212 番地の 1

電話番号：024-932-4171

(市町村等の窓口)

郡山市役所介護保険課 電話番号：024-924-3021

国民健康保険団体連合会 電話番号：024-523-2702

11. 事故発生の対応

(1) 利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない

【連絡先】

事業者：民間救急警備株式会社郡山本社営業所 電話番号：024-932-4171

家族等連絡先：

居宅介護支援事業所：

市町村：郡山市介護保険課 電話番号：024-924-3021

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価実施の有無	1. 有	2. 無
実施した直近の実施日	令和 年 月 日 ()	
評価機関の名称		
評価結果の開示状況		

14. その他サービスご利用上の留意点

(1) サービスの更新

本契約の有効期間は1ヵ月としますが、毎月の更新日を1日とし、前月末日までにサービス終了のご連絡がない場合は、さらに1ヵ月同条件で更新されたものとします。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - i お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ii 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - iii お客様が亡くなられた場合
 - iv お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 一時的な入院・入所の場合

- ① 1ヵ月未満の一時的な入院・入所の場合は、速やかにご連絡をいただければ休止届をいたします。なお、自己負担は発生いたしません。

(4) 貸与品の点検等

貸与品導入時に、取扱説明及び事故防止等のご注意点を指導させていただきます。また、貸与品導入後は定期的に訪問し点検をさせていただきます。それ以外に、不具合等が生じた場合は、速やかにご連絡願います。

令和 年 月 日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

(事業者)

所在地 郡山市開成6丁目212番地の1

事業所名 民間救急警備株式会社 郡山本社営業所

説明者氏名 _____ (印)

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)